

和歌山県立医科大学オープンアクセスポリシー

和歌山県立医科大学オープンサイエンス推進ワーキング委員会

(趣旨)

- 1 和歌山県立医科大学（以下、「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開を推進し社会に対する説明責任を果たすことを目的として、和歌山県立医科大学オープンアクセスポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学に在籍する研究者（以下、「研究者」という。）の研究成果を、和歌山県立医科大学学術機関リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）またはその他研究者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権等の権利には、影響を及ぼさない。

(適用の例外)

- 3 著作権その他やむをえない理由で公開が不適切であると研究者又は本学が判断した場合には、当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不適及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用しない。

(リポジトリへの登録)

- 5 研究成果をリポジトリにより公開する場合、研究者は、できるだけすみやかにリポジトリで公開可能な版を本学に提供する。リポジトリへの登録・公開等に関する事項は、「和歌山県立医科大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

本ポリシーは、令和7年12月18日より施行する。